

平成29年6月30日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、健康保険法（以下「健保法」という。）による療養費（以下、単に「療養費」という。）の支給を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、○○健康保険組合（以下「保険者組合」という。）の被保険者であるが、平成○年○月○日午前○時○分頃に発生した交通事故（以下「本件交通事故」という。）による頸髄損傷（以下「当該傷病」という。）の療養のため、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの○日間（以下「本件請求期間」という。）において、その療養に要した費用○万○円について、平成○年○月○日（受付）、保険者組合に対し、療養費の支給を申請した。
- 2 保険者組合は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、自己の故意の犯罪行為又は泥酔若しくは著しい不行跡により給付事由を生じさせた場合に該当するとして、本件請求期間について、療養費を支給しない旨の処分（以下「原処分」という。）をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、○○厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

- 1 療養費の支給については、健保法第87条第1項において、保険者は、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないも

のと認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができると規定している。

2 また、保険給付の制限については、健保法第116条において、被保険者又は被保険者であった者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る保険給付は行わないとして、同法第117条において、被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によって給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る保険給付は、その全部又は一部を行なわないと規定している。

3 本件の問題点は、原処分が、前記の法規定に照らし、適法かつ妥当であると認められるかどうかである。

第4 審査資料

（略）

第5 事実の認定及び判断

- 1 審査資料によると、次の事実が認められる。
(略)
- 2 前記認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。
(1) 道路交通法（以下「道交法」という。）において、運転者の義務として、道交法第65条第1項に「何人も、酒気を帶びて車両等を運転してはならない。」と規定されている。

なお、同項に違反した場合の罰則に係る規定に該当する者として、同法第117条の2第1号において、「第65条（…）第1項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。…）にあったもの」と規定されている。また、同法第117条の2の2第3号において、「第65条（…）第1項の規定に違反して車両等（…）を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあったもの」と規定され、

政令に定める程度として、道交法施行令第44条の3において、身体に保有するアルコールの程度は、血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラムとするとされている。

さらに、自動車の交通方法として、同法第75条の8において、自動車は、高速自動車国道等においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止をする場合のほか、停車し、又は駐車してはならないと規定されている。

(2) 請求人は、交通事故を負傷原因とする当該傷病において、療養に要した費用を〇万〇円及び〇万〇円として、平成〇年〇月〇日(受付)、保険者組合に対し、療養費の支給をそれぞれ申請していることが認められる。

(3) 陳述書によると、請求人は、平成〇年〇月〇日の〇時より開催された職場の飲み会において、1件目の店でビールをジョッキで3杯、赤ワインをグラスで5杯程度飲み、〇時頃からの二次会の店で赤ワインを2杯程度飲み、深夜〇時過ぎに解散となって店を出ている。帰宅途上において、請求人は、参加グループから一人離れ、ふらつくようなそぶりをみせどこかに歩いて行ってしまった。その後、飲酒した状態のまま車を運転したとみられ、帰宅途中の〇時〇分頃本件交通事故に遭っている。

また、検察官回答によると、事故発生後に行われた請求人の血液検査において、血中アルコール濃度が、いわゆる酒気帯び運転の道交法の基準 $0.3\text{ mg}/\text{mL}$ を上回る $1.34\text{ mg}/\text{mL}$ の数値であったことが認められる。

(4) 請求人は、平成〇年〇月〇日午前〇時〇分頃、〇〇市〇〇高速道路上り線で発生した交通事故において、普通乗用自動車を運転した状態での大型貨物自動車との追突事故の当事者であることが認められる。なお、再審査請求

代理人が提出した再審査請求書において、本件交通事故は、請求人の運転車両が高速道路の走行車線上の左端で停止していたところに、後方から相手方運転の大型トラックの衝突を受けたものとの記載が認められる。

(5) 以上によれば、請求人は、職場での飲み会において、相当程度のアルコールを摂取したのち、自ら普通乗用自動車を運転して、帰宅途中である〇〇高速道路上り線において、走行車線上の左端に停車中、大型貨物自動車に追突されて、交通事故を起こしたものであることが確認できる。事故後の請求人の血中アルコール濃度は $1.34\text{ mg}/\text{mL}$ であったが、この請求人の数値は、道交法の酒気帯び運転の基準 $0.3\text{ mg}/\text{mL}$ を大きく上回る極めて高いものであり、かなり酒に酔った状態で自動車を運転し、深夜に高速道路を走行し、その走行車線上に停車させるという危険な行為に及んだことに疑いはなく、アルコールの影響により正常な運転及び判断ができないおそれがある状態にあったとみるのが相當である。

請求人の行為は、上記道交法に違反していることは明らかであり、交通事故の発生につながる可能性の高い社会的に許容されない危険な行為であったということができる。

(6) したがって、請求人の本件交通事故を発生せしめた行為は、前記健保法の保険給付の制限に該当することができ、保険者組合が本件請求期間に係る療養費について、自己の故意の犯罪行為又は泥酔若しくは著しい不行跡により給付事由を生じさせた場合に該当するとして不支給とした判断は、保険者に委ねられた合理的の裁量の範囲を逸脱するものということはできない。

なお、請求人は、本件の療養費は、症状固定後の治療に係るものであることから、請求人の運転行為との相当因

果関係を欠く旨主張するが、本件の療養は、請求人の上記危険な行為と相当因果関係があるものと認めることができる。以上のほか、請求人は、再審査請求書において、種々理由を述べ、原処分は取り消されるべきであると主張しているが、その理由を考慮したとしても、上記判断を違法不当とまで認めることはできない。

- 3 そうすると、原処分は適法かつ妥当であり、これを取り消すことはできず、本件再審査請求を棄却することとし、主文のとおり裁決する。